

## 平成29年度 事業報告【総括】

### 1. はじめに

司法書士は、市民に寄り添う「身近な暮らしの中の法律家」であることを自認し、確立させる必要がある。そして、司法書士をとりまく環境は大きく変化している。既に社会問題として認識され、政府の「骨太の方針」にも相続登記の促進が採り入れられているように、所有者不明土地・相続登記未了問題は喫緊の課題として示されている。一方、政府における相続登記促進とともに着目すべき動きとして、IT国家の推進及び規制改革が挙げられる。

### 2. 相続登記促進

最重要事業として掲げた、相続登記促進事業では、水戸地方法務局及び茨城土地家屋調査士会と共に、法定相続情報証明制度の周知及び相続登記促進のため、県内44市町村を2度に亘り訪問した。このような三者による市町村訪問事業は全国でも稀であり、関係強化にも繋がった。本会からの相続登記促進の依頼は空き家対策や所有者不明土地問題対策からの切り口から行い、遺言制度の活用、住民票の除票や戸籍の附票の除かれたものの証明期間の延長等も訴えた。2度のお願いにより、住民票の除票や戸籍の附票の除かれたものの証明期間の延長をする市町村も誕生しており、一定の成果が見られる。

法定相続情報証明制度PRのためのパンフレットは、法務局はもちろん、県内全市町村、県内に本店を置く全ての金融機関において備え置きが完了し、法定相続情報証明制度の利用件数は全国的にも上位である。さらに、この制度を使いやすくするために、パブリックコメントの意見募集（巻末資料7）に茨城会として応じ、関東ブロック司法書士会協議会が提出した意見書にも積極的に意見を寄せた。

毎年恒例の相続登記はお済みですか月間を実施した。

### 3. 空き家対策

空き家対策の事業としては、県の委託事業である空家相談会への相談員派遣や市町村空家等対策推進協議会への委員派遣の他、29年度は新たに、龍ヶ崎市・日立市・神栖市と空家協定を締結することができた。

### 4. オンライン登記促進

オンライン登記推進のため、オンライン申請に関するアンケートを実施し、9割を超える回答を得、そのアンケート結果を基に法務局と協議し、オンライン申請による登記原因証明情報の補正に関する運用変更がなされるに至った。

県内のオンライン率は向上し、50%を超えるようになった。

#### 5. 市民権利擁護

経済的困窮者に対する法的支援を行う司法書士を助成し積極的に支援を行えるよう、実施要領を作成し連合会の助成制度を利用可能とした。

#### 6. 災害対策

東日本大震災関連の法律相談は、規模や頻度が縮小されてきており、今後は将来起きるかもしれない災害に対して、本会がどう対応をしていくか検討していく必要が出てくる。29年度は、関東・東北豪雨の記憶が残る、常総市と災害協定を締結した。

#### 7. 会員

29年度は会員数の増加が目立った。新規入会ばかりではなく、他会からの転入も多かった。入会式では新入会員による司法書士倫理朗読を取り入れ、倫理規定の浸透を図った。

依頼者に対する説明不足や尊大に見えてしまうような態度による苦情申出が数件発生したので、依頼者に対して丁寧な説明や対応を心掛けて頂きたい。

#### 8. 広報等

高校生を対象とした一日司法書士事業や法教育事業は対象者に好評を博しているが、広報を主目的とした無料相談会事業は、相談者数に伸び悩みや減少が見られ、見直し、検討の余地がある。

調停センターの利用も相変わらず芳しいとは言えない状況が続いている。

ホームページのリニューアルにより、スマートフォンやタブレットからの閲覧の利便性が上がった。

月報いばらきの発行を毎月行った。

#### 9. 研修

年間13回の会員研修会を実施し、単位制研修単位取得者は8割を超えたが、逆に約2割が単位未取得者である。年次制研修と同様、単位制研修も未取得者に対して厳しい対応を迫るような規則改正が30年度には予定されており、研修取得に努めて欲しい。